

要求水準書 新旧対照表 (実施方針から変更)

No.	頁	編	章	変更箇所	変更前	変更後
1	p5	1	2	2.3施設規模	10t/5h	9.2t/5h
2	p6	1	2	2.8.1 地形・地質等	(4)気象条件	(4)気象条件
3	p7	1	2	2.8.4 事業用地周辺設備	排水受入水質基準、排水受入可能量は別途に示す。	排水受入可能量は 15 m ³ /週であるが、緊急停止や休炉等により時間単位、日単位で調整が必要となる場合もあるため、その際は都度協議すること。なお、排水基準については特に設けない。
4	p7	1	2	2.8.4 事業用地周辺設備(3)	排水側溝や施設基本計画において設定した2,700m ³ の防災調整池については、	排水側溝や施設基本計画において設定した2,700m ³ の防災調整池による対応の他、
5	p7	1	2	2.8.4 事業用地周辺設備(4)	また、ごみの計量データを含む計装情報を本組合事務室から閲覧できるようにする。	また、ごみの計量データを含む計装情報を、岩手中部クリーンセンター内の本組合事務室から閲覧できるようにする。
6	p15	2	1	1.2.1処理能力等	10t/5h	9.2t/5h
7	p15~16	2	1	表2-1~表2-3他	(最新年度が令和6年度)	(最新年度を令和7年度に変更)
8	p17	2	1	1.2.2搬入出条件	(2)搬出条件 ア 資源物等本施設の運転に伴って発生する破砕鉄、破砕アルミ、小型家電、処理不適物、危険ごみ、有害ごみについては、リサイクル業者等の搬出業者が引き取るまで保管する。 イ 可燃物本施設の運転に伴って発生する可燃物については、隣接する岩手中部クリーンセンターのプラットホームまで運搬する。 ウ 不燃物本施設の運転に伴って発生する不燃物については、対象市町の有する一般廃棄物最終処分場等まで運搬する。	(2)搬入条件 月曜~土曜 8時30分~17時 (3)搬出条件 資源物等本施設の運転に伴って発生する破砕鉄、破砕アルミ、小型家電、処理不適物、危険ごみ、有害ごみについては、リサイクル業者等の搬出業者が引き取るまで保管する。可燃物本施設の運転に伴って発生する可燃物については、隣接する岩手中部クリーンセンターのプラットホームまで運搬する。不燃物本施設の運転に伴って発生する不燃物については、対象市町の有する一般廃棄物最終処分場等まで運搬する。 (4)搬出先受入条件 それぞれ下記のとおりである。なお、各施設の稼働状況や季節等を考慮して本組合で搬出計画を作成するので、計画に沿って運搬する。 ア 岩手中部クリーンセンター月曜日~土曜日 8時30分~17時 イ 一般廃棄物最終処分場(花巻市)月曜日~金曜日 8時30分~17時 ウ 一般廃棄物最終処分場(北上市)月曜日~金曜日 8時30分~16時30分 土曜日 8時30分~12時 エ 一般廃棄物最終処分場(西和賀町)5月~11月の毎週月曜日(祝祭日除く) 13時~15時
9	p18	2	1	1.2.2搬入出条件 表2-6	搬出車両 小型家電 10t車(アームロール)、10t車(平ボディ)	搬出車両 小型家電、10t車(平ボディ)
10	p19	2	1	1.2.3計量手続き、荷下ろし作業	計量手続き、荷下ろし作業は以下の内容を標準とし、提案によるものとする。	計量手続き、荷下ろし作業は以下の内容を標準とし、提案によるものとする。なお、原則として荷下ろしは搬入者が行い、運営事業者は安全確保および不適物確認のため立会・指示を行う。
11	p19	2	1	1.2.3計量手続き、荷下ろし作業(2)	許可車両 ア 2回計量とする。 イ ICカードは事前配布とする。 ウ ICカードによる自動読み取りとする。 エ 計量後、不燃ごみ受入ヤード又は不燃性大型ごみ受入ヤードで荷下ろす。 オ 荷下ろし後、計量棟で風袋重量を計量する。 カ 自動料金支払い機にて料金を精算し、退出する。 キ 一般廃棄物処理手数料後納承認申請書を提出し、組合で承認した業者に限り料金は後納とするため、その場合は前記オを経ずに、退出する。	許可車両(後納車両) ア 事前に一般廃棄物処理手数料後納承認申請書を提出し、組合で承認した業者に限り後納可能とする。 イ 2回計量とする。 ウ ICカードは事前配布とする。 エ ICカードによる自動読み取りとする。 オ 計量後、不燃ごみ受入ヤード又は不燃性大型ごみ受入ヤードで荷下ろす。 カ 荷下ろし後、計量棟で風袋重量を計量する。 キ 料金は後納とするため、そのまま退出する
12	p19	2	1	1.2.3計量手続き、荷下ろし作業(3)	直接搬入車両(家庭系・事業者系)	直接搬入車両(家庭系・事業者系)、許可車両(後納車両以外)
13	p20	2	1	1.2.5運転方式及び主要設備方式(2) 表2-8	貯留・搬出設備 小型家電 貯留【コンテナ貯留】	貯留・搬出設備 小型家電 貯留ヤード
14	p24	2	1	1.2.8関係法令の遵守(2)関連する基準・規格等の遵守	(記載なし)	ノ 局所排気装置の定期自主検査指針(中央労働災害防止協会)
15	p28	2	1	1.5.3引渡性能試験 表2-15	ごみ処理能力 処理能力10t/5h以上	ごみ処理能力 処理能力9.2t/5h以上

要求水準書 新旧対照表（実施方針から変更）

No.	頁	編	章	変更箇所	変更前	変更後
16	p33	2	1	1.9.4契約不適合判定及び補修	サンプリングは引渡し後3年間行うものとし、サンプリング箇所は、ろ布1本当たり上、中、下の3箇所とし、本数は、排気の流れ等を考慮して決定する。	サンプリングは引渡し後3年間行うものとし、サンプリング箇所は、ろ布1本当たり上、中、下の3箇所とし、本数は、排気の流れ等を考慮して決定する。 なお、引き渡し後3年間のサンプリングは不要とする。
17	p42	2	2	2.2.1ごみ計量機(2)数量	搬入用2基、退・搬出用1基	搬入用【1】基、退・搬出用【1】基
18	p43	2	2	2.2.1ごみ計量機(5)特記事項	(記載なし)	渋滞が市道まではみ出すことのないよう、計量システム及び配置にて十分配慮すること。
19	p43	2	2	2.2.2プラットフォーム(土木建築工事に含む)(4)構造	鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート、 鉄骨造
20	p44	2	2	2.2.2プラットフォーム(土木建築工事に含む)(6)特記事項ウ	重機が作業する場所については9.0m以上(プラットフォーム床面からキャットウォーク及び照明まで)	重機が作業する場所については 7.0m 以上(プラットフォーム床面からキャットウォーク及び照明まで)
21	p44	2	2	2.2.2プラットフォーム(土木建築工事に含む)(6)特記事項コ	ただし、第2編2.2.3プラットフォーム出入口扉の扉開閉管理を行う等により、効果的な通り抜け防止対策を行う場合はこの限りではない。特に、冬季のプラットフォーム内における作業環境が維持できるよう寒冷地対策、雪の吹込防止等に配慮すること。	ただし、効果的な通り抜け防止対策であると認められた場合はこの限りではない。 特に、冬季のプラットフォーム内における作業環境が維持できるよう寒冷地対策、雪の吹込防止等に配慮すること。
22	p44	2	2	2.2.3プラットフォーム出入口扉(2)数量	【】基(入口1、出口【】(1基は直接搬入車両用))	入口用2基(委託用1基、許可・直接搬入用1基)出口用【1】基
23	p49	2	2	2.2.10受入供給コンベヤ(3)主要項目ア	2.0t/h以上	1.84t/h以上
24	p50	2	2	2.3.1低速回転式破砕機(3)主要項目エ	2.0t/h以上	1.84t/h以上
25	p50	2	2	2.3.1低速回転式破砕機(3)特記事項ス	周辺設備への影響を抑えるため爆風圧の対策を講じること。なお、本機器を高速回転式破砕機と一体の専用室に設置し、逃し口を集約することを可とする。	周辺設備への影響を抑えるため爆風圧 及び内容物の飛散 対策を講じること。なお、本機器を高速回転式破砕機と一体の専用室に設置し、 爆発放散口 を集約することを可とする。
26	p51	2	2	2.3.2高速回転式破砕機(3)主要項目エ	2.0t/h以上	1.84t/h以上
27	p51	2	2	2.3.2高速回転式破砕機(3)特記事項シ	周辺設備への影響を抑えるため爆風の逃し口を設ける等、爆風圧の対策を講じること。なお、本機器を低速回転式破砕機と一体の専用室に設置し、逃し口を集約することを可とする。	周辺設備への影響を抑えるため 爆風放散口 を設ける等、爆風圧 及び内容物の飛散 対策を講じること。なお、本機器を低速回転式破砕機と一体の専用室に設置し、 爆発放散口 を集約することを可とする。
28	P52	2	2	2.4.1磁力選別機(3)主要項目エ	2.0t/h以上	1.84t/h以上
29	p52	2	2	2.4.2破砕鉄精選機	破砕鉄精選機	破砕鉄精選機【必要に応じて】
30	p52	2	2	2.4.3粒度選別機(5)特記事項エ	必要に応じて、消火用の散水ノズルを設けること。	エ 必要に応じて、消火用 及び発じん対策用 の散水ノズルを設けること。
31	p53	2	2	2.4.2破砕鉄精選機(5)特記事項ア	磁力選別機で選別した破砕鉄の純度を高める目的で設けること。	磁力選別機で選別した破砕鉄の純度を高める目的で 必要と判断する場合は 設けること。
32	p53	2	2	2.4.5破砕アルミ精選機	破砕アルミ精選機	破砕アルミ精選機【必要に応じて】
33	p53	2	2	2.4.5破砕アルミ精選機(5)特記事項ア	アルミ選別機で選別した破砕アルミの純度を高める目的で設けること。	アルミ選別機で選別した破砕アルミの純度を高める目的で 必要と判断する場合は 設けること。
34	p54	2	2	2.5.1基本事項	(記載なし)	(6)コンベヤ底面に残留する落じんや粉じん等を清掃時に除去しやすい構造及び配置とすること。
35	p54	2	2	2.5.2粗破砕物搬送コンベヤ(3)ア	2.0t/h以上	1.84t/h以上
36	p54	2	2	2.5.3破砕物搬送コンベヤ(3)ア	2.0t/h以上	1.84t/h以上
37	p55	2	2	2.6.1可燃物貯留バンカ	【2】基	【】基
38	p56	2	2	2.6.1可燃物貯留バンカ(4)付属品	【火災検知器、消火設備】	【火災検知器、消火設備、 点検口 】
39	p56	2	2	2.6.1可燃物貯留バンカ(5)特記事項ウ	貯留バンカ1基当たりの容量は、搬出車1台に積載可能な容量とすること。	容量は、 2日分以上の排出量、かつ 搬出車1台に積載可能な容量 以上 とすること。
40	p56	2	2	2.6.1可燃物貯留バンカ(5)特記事項キ	2基に連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。	2基以上設置する場合は、 連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。
41	p56	2	2	2.6.1可燃物貯留コンテナ(2)数量	【3】基(貯留場2基+交換用1基)	【】基(貯留場【】基+交換用1基)
42	p56	2	2	2.6.1可燃物貯留コンテナ(5)特記事項カ	2基に連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。	2基以上設置する場合は、 連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。
43	P56	2	2	2.6.3不燃物貯留バンカ	【2】基	【】基
44	p57	2	2	2.6.3不燃物貯留バンカ(4)付属品	【火災検知器、消火設備】	【火災検知器、消火設備、 点検口 】

要求水準書 新旧対照表（実施方針から変更）

No.	頁	編	章	変更箇所	変更前	変更後
45	p57	2	2	2.6.3不燃物貯留バンカ(5)特記事項ウ	貯留バンカ1基当たりの容量は、搬出車1台に積載可能な容量とすること。	容量は、 2日分以上の排出量、かつ 搬出車1台に積載可能な容量 以上 とすること。
46	p57	2	2	2.6.3不燃物貯留バンカ(5)特記事項キ	2基に連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。	2基以上設置する場合は 、連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。
47	p57	2	2	2.6.4不燃物貯留コンテナ(2)数量	【3】 基（貯留場2基+交換用1基）	【 】 基（貯留場 【 】 基+交換用1基）
48	p57	2	2	2.6.4不燃物貯留コンテナ(5)特記事項カ	2基に連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。	2基以上設置する場合は 、連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。
49	p59	2	2	2.6.9小型家電貯留ヤード(1)型式	ヤード式（コンテナ貯留）	ヤード式
50	p60	2	2	2.6.9小型家電貯留ヤード(5)特記事項イ	各受入ヤードで選別した小型家電を本ヤードに搬送し、金属製保管容器等に貯留する	各受入ヤードで選別した小型家電を本ヤードに搬送し、 1 m³程度の金属製格子状保管容器等 に貯留すること。
51	p60	2	2	2.6.9小型家電貯留ヤード(5)特記事項エ	コンテナの搬出車両の仕様は10tアームロール車とする。	保管容器 の搬出車両の仕様は10t 平ボディー車 とする。
52	p60	2	2	2.6.9小型家電貯留ヤード(5)(5)特記事項キ	無人となる夜間を含め赤外線カメラによる監視や通報システム、自動消火散水等の対策を行うこと。	無人となる夜間を含め赤外線カメラによる監視や通報システム、自動消火散水等の対策、 貯留物間の延焼防止対策 を行うこと。
53	p60	2	2	2.6.10リチウム電池使用製品貯留ヤード(5)特記事項エ	搬出車両の仕様は10tアームロール車とすること。	搬出車両の仕様は10t 平ボディー車 とすること。
54	p60	2	2	2.6.10リチウム電池使用製品貯留ヤード(5)特記事項キ	無人となる夜間を含め赤外線カメラによる監視や通報システム、自動消火散水等の対策を行うこと。	無人となる夜間を含め赤外線カメラによる監視や通報システム、自動消火散水等の対策、 貯留物間の延焼防止対策 を行うこと。
55	p64	2	2	2.7.1サイクロン(5)特記事項	(記載なし)	オ 粉じん爆発防止のために、帯電の原因となるフィルムは 確実に 捕集できるようにすること。
56	p65	2	2	2.7.2バグフィルタ(5)特記事項オ	爆風放散口及び放散用ダクトを設け、屋外に排出すること。	爆発 風放散口及び放散用ダクトを設け、屋外に排出すること。
57	p65	2	2	2.7.2バグフィルタ(5)特記事項	(記載なし)	カ 「局所排気装置の定期自主検査指針」（中央労働災害防止協会）に基づき、静電気等が原因の粉じん爆発への対策を行うこと。
58	p66	2	2	2.7.6集じんダクト及びフード(3)特記事項イ	十分な断面積を有すること。	粉じんが堆積しないための十分な風速 を有すること。
59	p66	2	2	2.7.6集じんダクト及びフード(3)特記事項カ	点検口は、ダンパ付近の補修の容易な位置に設けること。	点検口は、ダンパ付近の補修の容易な位置、 粉じんの堆積状態が確認できる位置 に設けること。
60	p66	2	2	2.7.6集じんダクト及びフード(3)特記事項	(記載なし)	コ 「局所排気装置の定期自主検査指針」（中央労働災害防止協会）に基づくこと。
61	p67	2	2	2.7.7ダンパ(3)特記事項イ	原則として主要なダンパの操作は電動式とし、ダンパの開閉状況を現場及び中央操作室に表示すること。	原則として主要なダンパの操作は電動式とし、 調整の頻度が多いものや開閉状況を確認する必要があるものは 現場及び中央操作室に表示すること。
62	p70	2	2	2.9.1共通事項(2)	排水受入水質基準、排水受入可能量は別途に示す。	排水受入可能量は 15 m³/週 であるが、緊急停止や休炉等により時間単位、日単位で調整が必要となる場合もあるため、その際は都度協議すること。なお、排水基準については特に設けない。
63	p70	2	2	2.9.1共通事項 所要水量表	1 プラント排水 ①床洗浄排水（パッカー車汚水タンク排水分の余裕を見込む）	1 プラント排水 ①床洗浄排水（パッカー車汚水タンク排水分の余裕（ 想定台数4台、1日あたり0.8 m³ ）を見込む）
64	p74	2	2	2.11.9施設パンフレット(1)(2)	形式 一般向け：カラー印刷、A4版、8ページ程度（外国語を含む） 小学生向け：カラー印刷、A4版、8ページ程度 部数 一般向け：5,000部（日本語）1,000部（外国語）	形式 一般向け：カラー印刷、A4版、8ページ程度（ 英語併記 ） 小学生向け：カラー印刷、A4版、8ページ程度（ 英語併記 ） 部数 一般向け：5,000部
65	p74	2	2	2.11.10説明用映像ビデオ	10～15分程度の長さで専門業者が作成したものとする。	10～15分程度の長さで専門業者が作成したものとする。 なお、上映は岩手中部クリーンセンター会議室内で実施するものとし、本施設内に上映スペースは設置しない。
66	p82	2	3	3.2.1計画概要(1)ア(ク)	計量データを含め、本組合事務室に情報を送信できる設備を、当該組合事務室側の機器を含め設けること。	(4) 計量データを含め、 岩手中部クリーンセンター内の 本組合事務室に情報を送信できる設備を、 当該組合事務室側の 機器を含め設けること。
67	p83	2	3	3.2.2計装制御計画(1)ア(ク)	使用するセンサー類は、信頼性が高く精度のよいものを選定すること。	使用するセンサー類は、 運転期間が長期に渡ることを考慮し、点検頻度や耐用年数を考慮した箇所に 設置すること。
68	p84	2	3	3.2.2計装制御計画(1)ア(コ)	高速回転式破砕機の爆風放散筒には、爆発検知器を設けること。	爆発が発生した場合は瞬時にそれを検知できるように、高速回転式破砕機本体又は爆発放散用ダクトには、爆発検知器を設けること。
69	p86	2	3	3.2.3計装機器 表2-20モニタ設置場所	事務室（本組合）	岩手中部クリーンセンター内事務室 （本組合）

要求水準書 新旧対照表（実施方針から変更）

No.	頁	編	章	変更箇所	変更前	変更後
70	p87	2	3	3.2.5 データ処理装置(1)イ	記憶装置（ハードディスクドライブ等）への記録は2台平行して行い装置の故障によるデータの損失がないようにすること。	記憶装置（ハードディスクドライブ等）への記録は2台平行して行い装置の故障によるデータの損失、 破損、焼失等 がないようにすること。
71	p90	2	4	4.2.2全体平面図(11)	「表2-22主要居室」に示すとおりとする。	「表2-22主要居室」を 標準 とする。
72	p92	2	4	4.2.3 工場棟管理諸室計画 (3)事務室(SPC用)	(記載なし)	イ運営事業者が本施設の運営・維持管理業を行うにあたり、設置是非も含めて必要な仕様として提案すること。なお、以降、第2編 4. 2. 3 (15) までの(SPC用)と表記のある場合ものは同様とするが、設置しない場合において見学者用の常用や外部に設置することは不可とする。
73	p92	2	4	4.2.3 工場棟管理諸室計画 (16)玄関・ホール(見学・SPC兼用)	居室は上足とし下駄箱、滞留スペース、傘立てを設けること。	居室は上足とし下駄箱、滞留スペース、傘立てを設けること。 なお、見学者用の下駄箱は長靴サイズまでは想定しない。
74	p93	2	4	4.2.4 工場棟機械諸室計画(1)プラットホームカ	天井部分には集じんフードを設け環境集じんを行うこと。(換気機能と兼用)	発じんが想定される箇所の 天井部分には集じんフードを設け環境集じんを行うこと。(換気機能と兼用)
75	p99	2	4	4.2.7 一般仕上計画 表2-25工場棟管理諸室・内部仕上 6休憩室天井	化粧石膏ボード(木目)	ビニールクロス(木目)
76	p115	3	2	2.2 業務実施体制 表3-1必要有資格者	(記載なし)	化学物質管理者 危険有害性のある化学物質の製造・取り扱う全事業場で化学物質リスクアセスメントを行う 化学物質管理者
77	p119	3	2	2.5.5 各種データの計測管理 3-2計測項目及び計測頻度	(記載なし)	※ 測定箇所数は表2-1 3 粉じんに係る作業環境基準及び表2-1 5 引渡性能試験方法 に準じる。
78	p125	3	2	2.10.1 消耗品、予備品の調達及び管理 ア本施設の見学者に配布するパンフレット	(ア)運営準備期間(当初) 建設事業者の手配とする。 (イ)運営期間中 大人用800部、小学生用2,000部(年間、外国語併記)	(ア)運営準備期間(当初) 建設事業者の手配とする。 (英語併記大人用100部) (イ)運営期間中 大人用800部、小学生用2,000部(年間、各英語併記) ※最大数とし、実納品部数は本組合と協議による。
79	p130	3	2	2.12.5 住民への対応(2)	対応等について本組合と協議を行うこと。	対応等について本組合と協議を行うこと。 また本組合が住民等と協議の場を設ける場合、組合の要請のもと、必要によりこれに参加すること。